

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月30日

高知県知事 濱田省司 殿



提出者
住 所 高知県南国市久礼田2420番地
氏 名 株式会社トッパンエレクトロニクスプロダクツ高知工場
取締役高知工場長 紺屋直弘
電話番号 088-862-1899 (担当部署直通)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 トッパンエレクトロニクスプロダクツ 高知工場
事業場の所在地	高知県南国市久礼田2420番地
計画期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	電子部品・デバイス製造業
②事業の規模	資本金 1億円 令和4年度 生産額 21億5541万
③従業員数	210名 (令和5年4月1日現在 : 協力企業従業員含む)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	『別紙1』参照願います。

(日本工業規格 A列4番)

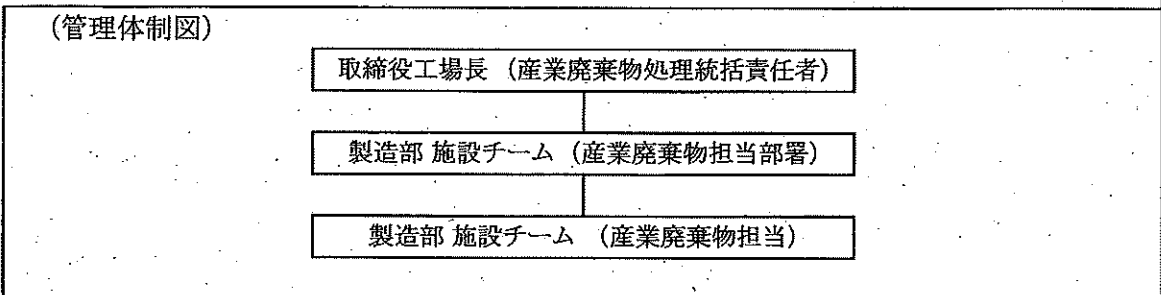
『別紙 1』

産業廃棄物の一連の処理の工程 (産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 併記)

廃棄物の種類・名称および発生源		処理・処分の流れ
特別管理産業廃棄物	強酸	フッ酸廃液 ●ユニットエッチング工程 ユニットエッチング装置から発生 → 処分業者にて中和処理後 セメント原料として再生
	強酸 (有害)	重金属廃液 ●クロムエッチング工程 クロムエッチング装置から発生 → 処分業者にて焼却処理後 残渣を原料として再生
	引火性廃油	有機溶剤等 ●工場内全ての有機溶剤利用施設から発生 有機更新廃液 → 処分業者にて燃料として再利用
		●TFT工程 洗浄装置から発生 → 処分業者にてエマルジョン燃料化
	●CFレジスト廃液 ●カラーフィルター工程 現像装置から発生 → 処分業者にて焼却処理後 残渣をセメント原料として再生	
産業廃棄物	廃プラスチック	塩ビ・雑ゴミ等 ●工場内の全工程から発生 溶剤付着物 → 処分業者にて焼却後 スラグ化して再利用
		●工場内全ての有機溶剤利用施設から発生 → 処分業者にて焼却後 スラグ化して再利用
		発泡スチロール等 ●工場全体より発生 RPF対象品 → 回収業者にて ビデオテープの外装として再生
		●工場全体より発生 PEドラム缶 → 処分業者にてRPFに加工後 燃料として再利用
		●カラーフィルター工程 現像装置から発生 装置等の付属品 → 処分業者にて破碎処理後 プラスチックの原料として再利用
		●工場全体より発生 FRP受水槽 → 処分業者にて破碎処理後 プラスチックの原料として再利用
		●排水処理施設より発生 → 処分業者にて破碎処理後 管理型処分地に埋立
	汚泥	脱水汚泥 ●排水処理施設より発生 → セメント会社にて 副原料として再利用
	ガラス陶磁器	ガラス基板・液晶 ●TFT工程にて発生する不良品 → セメント会社にて 副原料として再利用
		薬液ビン ●製造工程全般から発生 → 処分業者にて破碎・焼却後 スラグ化して再利用
	金属	●工場全体より発生 他のガラス → 薬液ビンと同時に回収
		●工場全体より発生 一般金属 → 金属再生業者にて再利用
	廃酸	●工場全体より発生 バッテリー・乾電池 → 金属再生業者にて再利用
●TFT工程の 洗剤廃液 洗浄装置から発生 → セメント会社にて 冷却材として再利用		
廃アルカリ	●カラーフィルター工程の CF現像廃液 現像装置から発生 → 中和処理後の残渣を セメント会社にて副原料として再利用	
	●TFT工程 現像装置から発生 現像廃液 → 処分業者にてエマルジョン燃料化	
廃油	●TFT工程 現像装置から発生 現像廃液 → 処分業者にてエマルジョン燃料化	
廃電池	●工場全体より発生 装置等の付属品 → 処分業者にて解体後、再利用 金属→金属原料、プラスチック→再生樹脂、アルカリ液→中和処理	

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現 状	【前年度 (令和4年度) 実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚 泥	ガラス陶磁器	金 属	廃アルカリ
	排 出 量	15.15 t	4052.00 t	13.24 t	0.67 t	131.14 t
	産業廃棄物の種類	水銀使用製品	木くず			
	排 出 量	0.89 t	1.26 t			
(これまでに実施した取組)						
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への現場教育 ・手順書の作成および現場への掲示 ・有価金属の売却 ・製造プロセスの効率化 ・パトロールの実施 など 						
② 計 画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚 泥	ガラス陶磁器	金 属	廃アルカリ
	排 出 量	13.80 t	4000.00 t	13.00 t	0.60 t	130.00 t
	産業廃棄物の種類	水銀使用製品	木くず			
	排 出 量	0.80 t	1.20 t			
(今後実施する予定の取組)						
上記の取組を継続・強化します						

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現 状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>分別している産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類</p> <p>分別に関する取組： 当該廃棄物を「古紙」「発泡スチロール」「RPF対象品」および「その他のゴミ」に分別するため、関連する手順書を作成し、現場に表示しています</p>
② 計 画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>今後分別する予定の産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類</p> <p>分別に関する取組： i 関連する手順書に基づいた現場教育を実施します ii 場内の定期的なパトロールを実施します iii その他必要事項を実施します</p>

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現 状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) 再生利用に関する取組は有りません	
② 計 画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) 再生利用に関する取組の予定は有りません	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
① 現 状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	汚 泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	3646.80 t
(これまでに実施した取組) 排水処理による汚泥脱水工程において使用するろ布の定期的な清掃を実施しました		
② 計 画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	汚 泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	3600.00 t
(今後実施する予定の取組) 上記取組の実施および排水処理の効率アップに努めます		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) 自ら行った埋立処分又は海洋投入処分の実績は有りません	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) 自ら行う埋立処分又は海洋投入処分の予定は有りません	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度)実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥	ガラス陶磁器	金属	廃アルカリ
	全処理委託量	15.15 t	405.20 t	13.24 t	0.67 t	131.14 t
	優良認定処理業者への処理委託量	10.30 t	0.00 t	0.60 t	0.67 t	131.14 t
	再生利用業者への処理委託量	15.15 t	405.20 t	13.24 t	0.67 t	131.14 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	水銀使用製品	木くず			
	全処理委託量	0.89 t	1.26 t			
	優良認定処理業者への処理委託量	0.89 t	0.00 t			
	再生利用業者への処理委託量	0.89 t	1.26 t			
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t			
	(これまでに実施した取組) 委託先の選定条件として『搬入された廃棄物を全量リサイクルする事』を重視して選定を実施しています。					

【目標】					
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥	ガラス陶磁器	金属	廃アルカリ
全処理委託量	13.80 t	400.00 t	13.00 t	0.60 t	130.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	9.00 t	0.00 t	0.60 t	0.60 t	130.00 t
再生利用業者への処理委託量	13.80 t	400.00 t	13.00 t	0.60 t	130.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
産業廃棄物の種類	水銀使用製品	木くず			
全処理委託量	0.80 t	1.20 t			
優良認定処理業者への処理委託量	0.80 t	0.00 t			
再生利用業者への処理委託量	0.80 t	1.20 t			
認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t			
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t			
(今後実施する予定の取組)					
<p>今まで実施してきた取組を維持していきます</p> <p>また、廃棄物を有価買取する業者の選定を模索します</p>					
② 計画					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。